

7/1
福井

原発事故 強制起訴初公判



題字：松島 隼山
カッタ：神内 八重

国内原発史上、最悪の惨事となった東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣3人の刑事裁判が東京地裁で始まった。防ぎ切れない天災か人災か。事故当初から議論された難問に3人とも無罪を主張した。未曾有の事態を引き起こした津波襲来を予見できなかったとの言い分だ。だが、なぜ東電は事故発生の際、示すデータがあったのにすぐ対応しなかったのか。裁判を通じて事故の実相を明らかにすべきだ。

裁判で重要なポイントになるのが東電子公司が2008年にまとめた津波の高さに関する試算だ。大地震が起きれば原発施設に最大15・7メートルの津波が襲来するとの結果が出た。これは政府の地震調査研究推進本部による02年の長期評価が基になっている。明治三陸地震クラスが福島県沖で起き

たと思定しての試算だ。元副社長の1人は民事訴訟で、試算の報告と「海抜10メートルの敷地に高さ10メートルの防潮堤を設置する必要がある」との説明を受け、設置に必要な認可手続きなどの検討を指示したと認めた。別の元副社長も09年4～5

月に報告を受けたとしたが、勝俣元会長は「報告は受けていない」とした。焦点はこの試算が東電内でどう伝達され、どのポジションでどのような判断、評価を下したかだ。国会や政府、東電による事故調査でも明確になっておらず、巨大企業の意味決定プロセスを徹底検証する必要がある。事故から6年、これが検証最後の機会だ。真相解明を怠ってはならない。

過酷事故の責任を刑事裁判で審理するのはこれが初めてで、検察官役の指定弁護士と弁護側が全面対決する構図である。

原発事故で各地に避難した住民らが損害賠償を求めた集団訴訟は約30件ある。今年3月、前橋地裁判決は「巨大津波は予見できた」として国と東電に賠償を命じた。だが、過失で個人の刑事責任を追及する今回の裁判では予見可能性などで厳格な立証を求められ、ハ

ードルは高い。東京地裁が2度、元会長らを不起訴処分にした理由もそこにある。事故の責任を巡り、当時の菅直人元首相はじめ、政府や東電の関係者50人以上が告訴・告発されたが、地検はいずれも不起訴にした。このうち東電の勝俣元会長と元副社長2人が検察審査会議決を経て強制起訴された。

地検は「試算を超える津波が襲来しており、仮に試算に対応する防潮堤を建設しても事故は防げなかった」と結論付けている。それで事が済むだろうか。事故によって「安全神話」は完全否定され、原子力規制委員会の設置、厳格な新規制基準施行につながった。「当時の知見では仕方がなかった」と無責任に「清算」するならば、いつかまた過酷事故は起き得る。

徹底して真相解明すべき